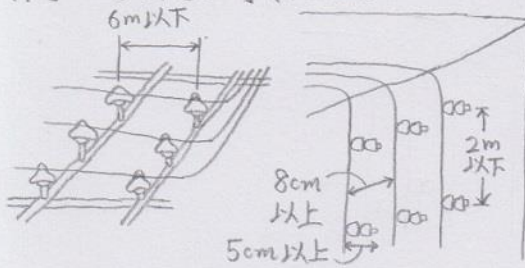


436. 高圧屋内配線の施設・特別高圧屋内配線の施設

〈高圧屋内配線の施設〉

1. がいし引き工事(乾燥した場所で展開した場所に限る)



④施設方法 ①電線:直径2.6mmの軟銅線と同等以上の強さおよび太さの高圧絶縁電線,特別高圧絶縁電線または引下げ用高圧絶縁電線である事 ②施設方法・接触防護措置を施す事。電線相互の間隔は8cm以上,電線と造営材との離隔距離は5cm以上である事。電線の支持点間の距離は6m以下である事←ただし,電線を造営材の面に沿って取り付ける場合は2m

以下とする事。高圧屋内電線は,低圧屋内電線と容易に区別できるように施設する事。電線が造営材を貫通する場合は,その貫通する部分の電線を電線ごとにそれぞれ別個の難燃性および耐火性の有る堅ろうな物で絶縁する事

⑥離隔距離:他の屋内電線等との離隔距離は,15cm以上(ただし,他の屋内電線等ががいし引き工事により施設する低圧屋内電線で裸電線である場合は30cm以上)である事

2. ケーブル工事

④施設方法 ①電線:ケーブルである事(ただし,電線を建造物の電気配線用のパイプシャフト内に垂直につり下げて施設する場合は除く) ②施設方法:電線を造営材の下面または側面に沿って取り付ける場合は,電線の支持点間の距離をケーブルにあっては2m以下(接触防護措置を施した場所に垂直に取り付ける場合は6m以下),キャブタイヤケーブルは1m以下とし,かつその被覆を損傷しないように取り付ける事 ③接地工事:管その他のケーブルを収める防護装置の金属製部分,金属製の電線接続箱およびケーブルの被覆に使用する金属体には,A種接地工事を施す事←ただし,接触防護措置を施す場合は,D種接地工事による事ができる

⑥離隔距離。他の屋内電線等との離隔距離は15cm以上(ただし,他の屋内電線等ががいし引き工事により施設する低圧屋内電線で裸電線である場合は30cm以上)である事。あるいはケーブルと他の屋内電線等との間に耐火性の有る堅ろうな隔壁を設ける,ケーブルを耐火性の有る堅ろうな管に収める,他の高圧屋内配線の電線がケーブルで施設する事(電気集じん装置を施設する場合を除く)

〈特別高圧屋内配線の施設〉(電気集じん装置を施設する場合を除く)
④施設方法。使用電圧は100kV以下である事。電線はケーブルである事。ケーブルは,鉄製または鉄筋コンクリート製の管,タフトその他の堅ろうな防護装置に収めて施設する事。管その他のケーブルを収める防護装置の金属製部分,金属製の電線接続箱およびケーブルの被覆に使用する金属体には,A種接地工事を施す事←ただし,接触防護措置を施す場合は,D種接地工事による事ができる。危険の恐れが無いように施設する事

⑥離隔距離。低圧屋内配線,管灯回路の配線または高圧屋内電線との離隔距離は60cm以上である事,あるいは相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設ける事。弱電流電線または水管,ガス管もしくはこれらに類する物とは,接触しないように施設する事

ケーブル工事の電線支持点間距離は低圧屋内配線と同じ



高圧屋内配線の施設方法はがいし引き工事とケーブル工事の2種類ね

